

NEWS LETTER

緊急号

もぐれ小田急線

2005年11月15日

小田急高架と街づくりを見直す会 会長 中本信幸

世田谷区宮坂1-44-34 Tel3439-9868

E-mail:fk1125@aqu.bekkoame.ne.jp

http://www.bekkoame.ne.jp/~fk1125

12月7日 最高裁大法廷判決!

小田急線連続立体交差事業認可取消し訴訟の上告審は、10月26日最高裁大法廷“口頭弁論”を踏まえ、12月7日(水)に本件「原告適格」に関し判決が言い渡されます。

最高裁大法廷は「原告適格」を拡大する

皆さまご承知の通り、平成15年東京高等裁判所は、平成13年の東京地裁藤山裁判長の下した事業認可取消しの判決を、全ての原告に訴えの資格(原告適格)が無いとして破棄して、国側(行政)を全面的に擁護した不当な判決を下しました。

行政の間違い・公共事業のもたらす被害を、裁判所を通じて糾すことのできる人、すなわち「原告適格」を有する人は、事業地に不動産の権利がある人だけという、今日の社会の実情を無視した時代錯誤の判例=平成11年判決に拠るものでした。

いま、この悪名高い平成11年判決が大法廷で見直されようとしています。

大法廷の判決が行政訴訟・環境裁判の転換点になる

行政訴訟において裁判所が排除してきた、本来の当事者=公共事業の被害者である一般市民に「原告適格」が認められ、原告の範囲が広がることでしょう。

12月7日は、最高裁が憲法に基づく人権・民主主義を保証し、これからの社会のあり方を変える大きな歴史的転換点になるはずで

国の主人公である国民は、裁判を通じ行政の独断、専横を糾し、政治を国民の手に取り戻すこととなります。

原告適格の拡大は小田急高架事業認可を見直す

原告適格者が不在として、一審裁判決を破棄した東京高裁の論拠が根底から崩壊します。

最高裁判所は、沿線住民・世田谷区民の声を広く聴き、小田急高架の誤りを正確に判断する用意をしなければなりません。

私たちの運動と行政のあり方を糾す全国の声が勝利するのです。

《最高裁判決》大法廷にお集まり下さい

小田急高架・事業認可取消し上告審

最高裁大法廷「判決」

判決日時：12月7日(水)午後3時

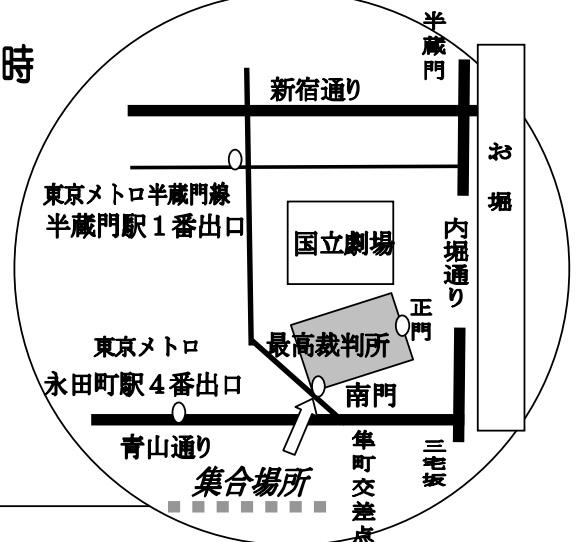
ご集合

時間：12月7日(水)午後1時30分

場所：最高裁判所【南門】前にお集まり下さい

- * 傍聴には整理券が必要です
1時30分より先着順に配布され
1時45分で締め切られます
時間厳守をお願いします

- * 傍聴席数を超えると抽選となります
傍聴できない方は正門でお待ち下さい



ご連絡先:小田急高架と街づくりを見直す会

TEL03-3439-9868

FAX03-3420-3481

10月26日最高裁大法廷で口頭弁論開催 住民に原告適格を！高架事業認可取消しを！

私たちが提訴している小田急線連続立体交差事業認可取消し訴訟の上告審で、行政を訴える資格＝「原告適格」について審理する「口頭弁論」が10月26日最高裁大法廷で（裁判長・町田顕長官）開かれました。

最高裁「口頭弁論」の開催は、下級審判決を見直しに直結する、極めて異例のことです。今年4月に「原告適格」を見直す内容で、行政事件訴訟法が改正された以後、小田急高架・上告審が、はじめの「原告適格」に関する「口頭弁論」です。

「原告適格」が具体的にどのように広がるのかが、審判される重要で意義深い大法廷です。裁判所は、事業地の不動産所有者だけに「原告適格」を認め、公共事業・環境問題の直接被害者＝当事者の訴えを、ことごとく門前払いにしました。（最高裁平成11年判決に拠る）「原告適格」の壁がどこまで崩れるか、法曹関係者はもとより全国の市民の大きな期待のうちに「口頭弁論」は開かれました。

大法廷は「原告適格」拡大を求め市民で埋め尽くされた

最高裁南門にはこの大切な「口頭弁論」を、自身の耳で目確かめるため市民が200名を超えて集まりました。

抽選による107名が「原告適格」拡大の期待を込めて、熱心に傍聴しました。

原告席では、東京高裁判決で「原告適格」が無いとして、一審勝訴判決を破棄された沿線住民が法廷を見つめました。

弁護団席は、市民側代理人・全国250余名の弁護士を代表して、東京・大阪・京都・横浜など各地から弁護士40名が出廷して、市民側の弁論を整然と熱く展開しました。

口頭弁論で「原告適格」拡大が日本社会のあり方を変えると主張

口頭弁論では、斉藤 驍弁護団長・大川隆司・折田泰宏・堂野尚志・武内更一・藍谷邦雄・水野武夫の7人の弁護士が弁論を行い、「原告適格」拡大が日本の社会と民主主義の発展において絶対に必要なことを力説しました。

最高裁に対して、小田急線連続高架事業訴訟・高裁判決の誤りを糾明し破棄を求めました。

「原告適格」の判断基準は、被害を受けている住民であり、不動産所有の有無ではない。また、「原告適格」は単に門戸が広がればよいという話ではない、行政判断・公共事業における公益優先の思想こそ変えることが必要だ。

公益を口実に行政訴訟の窓口を閉め、門前払いに終始することは許されない。

私的利益とつながるものこそが公益である。

まさに、私たちの小田急訴訟がそれであり、住民が自らの被害を守るという私的利益が出发点となっているが、運動は世田谷の、東京の、日本の環境を守るという、公益に有機的にしっかりと結合している。

また、裁判の経過を通じて、行政判断の独断、誤りを指摘し正してきていることは、公益・社会的利益に大きく寄与している。

いま、原告適格が見直されて拡大されれば、国民は司法の場を通じて、公共事業や行政措置での、生活権侵害を自らの利益と社会の利益を踏まえて、行政の誤りをただす道が拓かれる。憲法の示す民主主義の発展につながるものである。

「原告適格」の拡大は、行政が突出して社会をリードして、住民・市民を無視して、環境・文化・経済を歪めてきた社会のあり方を変える、極めて重要な歴史的課題である。

最高裁判断は小田急高架の違法事実の確認から

斉藤弁護団長は、小田急高架事業当初の説明会パンフレットを示し、当初の計画と事業の実態がいかに乖離しているかを述べ、次のように訴えました。

「最高裁のみならず裁判で一番大切なことは、事実を正しく見ることであり、東京高裁判決は、この大切なことを放棄して、「原告適格」という入り口で門前払いをした。

裁判官としてあってはならないことである。

最高裁判事の方々は、事実を正しく見ることに基づき、小田急線連続高架事業の違法を確認して、高裁判決を破棄して高架事業の見直しを迫る判決を期待する。」

最高裁は全員に原告適格を！

東京高裁・不当判決の破棄を！